

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年12月18日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第8号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の項中「室長(学力向上推進室長, 京都こどもモノづくり事業企画推進室長及び発達障害支援室長を除く。)」を「室長(学力向上推進室長, 京都こどもモノづくり事業企画推進室長及び発達障害支援室長を除く。) 南区小中一貫校開設準備室副室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)